

横浜市内の障害児通所支援事業所 管理者 様  
横浜市内の障害児相談支援事業所 管理者 様

横浜市こども青少年局障害児福祉保健課長

マスク、消毒液、その他の衛生物品にかかる緊急調査について（依頼）

日頃から、本市の障害児福祉施策の推進に御理解・御協力をいただき、ありがとうございます。  
また、新型コロナウイルス感染拡大防止に向けて、丁寧な手洗いや定期的な換気の励行など対策に適切に取り組んでいただき、感謝申し上げます。

現在、市場ではマスクだけではなく消毒液やその他衛生物品の入手も困難な状況にあり、各施設におかれましても対応に苦慮されていることと存じます。

そこで、国が高齢者施設、障害者施設等に手指消毒用エタノールの優先供給を検討しており、本市においても必要な事業所の状況把握と、優先的な配付を検討するための調査を行うこととしました。

そのため、お忙しいところ、また期間が短い中での調査となり大変恐縮ではございますが、ご回答についてご理解とご協力をお願いいたします。

## 1 調査内容

- (1) マスクの在庫量と 1 か月の必要量
- (2) 消毒薬（手指消毒、環境消毒（次亜塩素酸ナトリウム等））の在庫量と 1 か月の必要量
- (3) 令和 2 年 1 月 16 日以降に事業所で購入した衛生物品等の品目及び金額

※調査内容は、下記の電子申請システム調査フォームからご回答ください。

<回答にあたっての留意事項>

消毒薬の単位は、1 本 500ml 換算で記載をお願いします。1 か月の間に 500ml を使用しない事業所は、最低単位として 500ml としてください。

令和 2 年 1 月 16 日以降に購入した衛生物品の品目は、マスク、消毒用エタノール（手指及び環境）、ディスポーザブル手袋、その他（エプロン、ガウン、ゴーグル、体温計等）とします。金額は税込み額とします。

## 2 調査回答〆切

**令和 2 年 3 月 18 日（水）12 時**（国への回答の都合上）

上記期限までの回答を集約し、本市における不足状況の参考数値を作成します。

## 3 調査方法

横浜市電子申請システムにてご回答ください。

<https://www.e-shinsei.city.yokohama.lg.jp/yokohama/uketsuke/dform.do?id=1584336936860>

裏面あり

#### 4 その他

- (1) 本調査において把握した各事業所の不足物品については、調査の回答をもって各事業所への配付を約束するものではありません。把握した状況により、優先的な配付等の検討材料にさせていただきます。
- (2) ご不明な点がありましたら、下記係までお問い合わせください。

問合せ先

横浜市子ども青少年局障害児福祉保健課

電話：045-671-4279

FAX：045-663-2304